

## 令和8年第2回常滑市議会定例会提出案件について

今回の市議会定例会に提出する案件は

報	告	5件						
補	正	予	算	案	2件			
条	例	の	一	部	改	正	案	5件
単	行	議	案	5件				
同	意	案	16件					
諮	問	1件						

の計34件です。各案件について、その概要を説明いたします。

報告第1号 令和7年度常滑市一般会計予算継続費の逡次繰越しについて

令和7年度一般会計予算の次の事業について、継続費の逡次繰越しをしたので報告するものであります。

事業名	繰越額（円）
市体育館大規模改修事業費	340,201,800

報告第2号 令和7年度常滑市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

令和7年度の一般会計予算繰越明許費として定めた次の事業について、総額519,769,000円の繰越しをしたので報告するものであります。

事業名	繰越額（円）
戸籍住民基本台帳事務費	3,564,000
第3次戸籍電算化事業費	1,848,000
コンビニ交付システム事業費	1,078,000
物価高対応子育て応援手当支給事業費	4,140,000
物価高対応子育て応援手当支給事務費	4,992,000
新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金	271,598,000
りんくう海浜緑地民間活力活用推進事業費	8,513,000
多屋線道路改良事業費多屋町	55,000,000
多屋線道路改良事業費単独分	1,036,000
中学校長寿命化改良工事費	168,000,000

報告第3号 令和7年度常滑市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度の下水道事業会計の次の事業について、総額416,000,000円の繰越しをしたので報告するものであります。

事業名	繰越額（円）
汚水管路整備事業	110,700,000
雨水管路整備事業	3,800,000
雨水ポンプ場整備事業	27,700,000
常滑浄化センター整備事業	273,800,000

報告第4号 令和7年度常滑市水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度の水道事業会計の次の事業について、総額119,642,000円の繰越しをしたので報告するものであります。

事業名	繰越額（円）
公共下水道工事に伴う配水管布設替工事	14,542,000
青海山ポンプ場圧力タンク改良工事	3,500,000
地震防災対策配水本支管布設工事	67,400,000
地震防災対策配水本管布設工事	34,200,000

報告第5号 令和7年度常滑市モーターボート競走事業会計予算の繰越しについて

令和7年度の常滑市モーターボート競走事業会計の次の事業について、繰越しをしたので報告するものであります。

事業名	繰越額（円）
Moovvi とこなめ日除けテント設置工事	9,510,000

議案第28号及び第29号は

令和8年度における常滑市の一般会計及び下水道事業会計補正予算で、補正額は次のとおりであります。

(単位：千円)

会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計	32,010,000	33,110	32,043,110
下 水 道 事 業 会 計	5,457,751	12,000	5,469,751

議案第30号 常滑市行政手続条例の一部改正について

行政手続法の一部改正に倣い、所要の改正を行うものであります。

議案第31号 常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

国における災害応急作業等手当の改定に準じて、所要の改正を行うものであります。

議案第32号 常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

令和8年度から開始した乳児等通園支援事業の利用料について、条例上に減免の規定を定めることが国から示されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第33号 常滑市都市公園条例の一部改正について

体育館大規模改修工事による施設及び設備更新に伴う使用料変更のため、所要の改正を行うものであります。

議案第34号 常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第35号 鬼崎西保育園改修工事請負契約について

鬼崎西保育園改修工事について、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 財産の取得について

消防ポンプ自動車を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 三和小学校長寿命化改良工事請負契約について

三和小学校長寿命化改良工事について、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 常滑中学校西館長寿命化改良工事請負契約について

常滑中学校西館長寿命化改良工事について、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号 財産の取得について

常滑市立小中学校におけるGIGAスクール構想第2期学習者用コンピュータを購入するため、議会の議決を求めるものであります。

同意案第2号から同意案第17号は

常滑市農業委員会の委員の任命について、令和8年7月19日で、現農業委員が任期満了となり、その後任として次の者を任命したいため、議会の同意を求めるものであります。

まつだ あきひろ 松田 明弘 氏	たけうち ひろじ 竹内 宏治 氏
なかの かつもと 中野 勝元 氏	たけうち よういち 竹内 洋一 氏
わたなべ よしひと 渡邊 吉仁 氏	さかい りょうこ 酒井 良子 氏
もりした よういち 森下 洋市 氏	すわ とみやす 諏訪 富泰 氏
たけうち はつよし 竹内 初良 氏	いわかわ たけし 岩川 剛史 氏
たけうち よしじ 竹内 與志治 氏	すが かつなり 菅 勝成 氏
さらい いわお 皿井 岩雄 氏	なかやま せつじ 中山 節治 氏
たけうち たかお 竹内 孝夫 氏	さかきばら えりこ 榊原 恵理子 氏

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

令和8年9月30日で、人権擁護委員のおだはらさちえ小田原幸江氏が任期満了となり、引き続き同氏を推薦したいため、議会の意見を求めるものであります。

報告第1号

令和7年度常滑市一般会計予算継続費の逓次繰越しについて

令和7年度常滑市一般会計予算について、次のとおり継続費の逓次繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

令和7年度常滑市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国 支 出 金	地方債	その他
10 教育費	6 保健 体育費	市体育館大 規模改修事 業費	円 3,061,900,000	円 1,152,762,000	円 233,157,000	円 1,385,919,000	円 1,045,717,200	円 340,201,800	円 340,201,800	円 0	円 94,364,000	円 237,100,000	円 8,737,800

報告第2号

令和7年度常滑市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

令和7年度常滑市一般会計予算について、次のとおり繰越明許費の繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

令和7年度常滑市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	3,564,000	3,564,000		3,564,000			0
		第3次戸籍電算化事業費	1,848,000	1,848,000		1,848,000			0
		コンビニ交付システム事業費	1,078,000	1,078,000		1,078,000			0
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費	18,000,000	4,140,000		4,140,000			0
		物価高対応子育て応援手当支給事務費	7,126,000	4,992,000		4,992,000			0
6 農林水産業費	1 農業費	新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金	271,598,000	271,598,000		267,072,000		3,358,000	1,168,000
7 商工費	1 商工費	りんくう海浜緑地民間活力活用推進事業費	8,513,000	8,513,000				8,513,000	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋梁費	多屋線道路改良事業費 多屋町	55,000,000	55,000,000		6,267,000	24,700,000		24,033,000
		多屋線道路改良事業費 単独分	1,036,000	1,036,000					1,036,000
10 教育費	3 中学校費	中学校長寿命化改良工 事費	168,000,000	168,000,000		55,886,000	110,600,000	1,514,000	0
合 計			535,763,000	519,769,000	0	344,847,000	135,300,000	13,385,000	26,237,000

報告第3号

令和7年度常滑市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度常滑市下水道事業会計予算について、次のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

## 令和7年度 常滑市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明			
						企業債	補助金	損益勘定留保資金等						
			円	円	円	円	円	円	円	円				
1	資本的支出	1	建設改良費	汚水管路整備事業	110,700,000	0	110,700,000	81,700,000	19,969,000	9,031,000	0	0	工事の施工に伴い発生する通行規制期間について、地元との調整に不測の日数を要したため。	
				雨水管路整備事業	3,800,000	0	3,800,000	3,800,000	0	0	0	0		
				雨水ポンプ場整備事業	27,700,000	0	27,700,000	13,800,000	8,000,000	5,900,000	0	0		地元産業(海苔養殖)との調整に不測の日数を要したため。
				常滑浄化センター整備事業	402,090,000	128,290,000	273,800,000	109,500,000	79,200,000	85,100,000	0	0		機器の部品供給に遅れが生じ、機器納入に不測の日数を要したため。
合計				544,290,000	128,290,000	416,000,000	208,800,000	107,169,000	100,031,000	0	0			

報告第4号

令和7年度常滑市水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度常滑市水道事業会計予算について、次のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

令和7年度 常滑市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						工事負担金	国庫補助金	損益勘定 留保資金等				
1	資本的支出	1 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	円		
			公共下水道工事に伴う配水管布設替工事	14,542,000	0	14,542,000	5,900,000	0	8,642,000	0	0	下水道工事との工程調整により工期延長したため
			青海山ポンプ場圧力タンク改良工事	3,500,000	0	3,500,000	0	0	3,500,000	0	0	取替部材の手配に期間を要することにより工期を8月末としたため
			地震防災対策配水本支管布設工事	67,400,000	0	67,400,000	0	7,476,000	59,924,000	0	0	国の補助事業により工期を12月末としたため
		地震防災対策配水本管布設工事	34,200,000	0	34,200,000	0	0	34,200,000	0	0	西知多道路との工程調整により工期を8月末としたため	
合計			119,642,000	0	119,642,000	5,900,000	7,476,000	106,266,000	0	0		

報告第5号

令和7年度常滑市モーターボート競走事業会計予算の繰越しについて

令和7年度常滑市モーターボート競走事業会計予算について、次のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

令和7年度 常滑市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						過年度損益勘定留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	Mooviとこなめ 日除けテント 設置工事	円 9,510,000	円 0	円 9,510,000	円 9,510,000	円 0	円 0	利用者の少ない冬季期間での施工を予定していたところ、施工に不測の日数を要したため。	

# 令和8年度 6月補正予算の概要

- 一般会計補正予算（第1号）
- 下水道事業会計補正予算（第1号）

令和8年6月  
常 滑 市

とこじん住みたい

世界とつながる

魅力創造都市

TOKONAME CITY

# 目 次

1	会計別予算規模	1
2	一般会計	2
	(1) 款別予算額	2
	(2) 性質別予算額	4
	(3) 事業等別予算額	5
	(4) 債務負担行為	7
	(5) 個別事業概要	8
3	企業会計	13
	下水道事業会計	13

# 1 会計別予算規模

## ■ 一般会計

補正予算規模は3,311万円の増額で、補正後の予算額を320億4,311万円としました。

最高裁判決に基づく生活保護費等の差額給付、企業版ふるさと納税を活用した水産業産地化促進に係る補正のほか、中学校の部活動の認定地域クラブ移行に係る補助金などを計上しています。

## ■ 特別会計

今回の補正はありません。

## ■ 企業会計

下水道事業会計において、下水道管路の全国特別重点調査の結果を受けた管渠の修繕に係る設計費用を計上しています。

### 《 会 計 別 予 算 規 模 》

(単位：千円)

会 計 別		補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		32,010,000	33,110	32,043,110
特 別 会 計		12,704,071	0	12,704,071
内 訳	国民健康保険事業	4,995,569	0	4,995,569
	後期高齢者医療	1,148,426	0	1,148,426
	介護保険事業	5,352,337	0	5,352,337
	地方独立行政法人知多半島 総合医療機構病院事業債管理	857,188	0	857,188
	常滑駅周辺土地区画整理事業	350,551	0	350,551
企 業 会 計		81,013,571	12,000	81,025,571
内 訳	下 水 道 事 業	5,457,751	12,000	5,469,751
	水 道 事 業	2,106,534	0	2,106,534
	モーターボート競走事業	73,449,286	0	73,449,286
合 計		125,727,642	45,110	125,772,752

## 2 一般会計

### (1) 款別予算額

(議案第28号)

(歳入)

(単位：千円)

款別	補正前の額	構成比 %	補正額	補正後の額	構成比 %
1市 税	13,066,062	40.8	0	13,066,062	40.8
2地方譲与税	269,492	0.8	0	269,492	0.8
3利子割交付金	20,000	0.1	0	20,000	0.1
4配当割交付金	60,000	0.2	0	60,000	0.2
5株式等譲渡所得割交付金	50,000	0.2	0	50,000	0.2
6法人事業税交付金	230,000	0.7	0	230,000	0.7
7地方消費税交付金	1,750,000	5.5	0	1,750,000	5.5
8自動車取得税交付金	1	0.0	0	1	0.0
9環境性能割交付金	5,000	0.0	0	5,000	0.0
10地方特例交付金	124,978	0.4	0	124,978	0.4
11地方交付税	1,117,668	3.5	0	1,117,668	3.5
12交通安全対策特別交付金	7,000	0.0	0	7,000	0.0
13分担金及び負担金	14,687	0.0	0	14,687	0.0
14使用料及び手数料	332,719	1.0	0	332,719	1.0
15国庫支出金	4,197,171	13.1	12,298	4,209,469	13.1
16県支出金	2,211,249	6.9	5,812	2,217,061	6.9
17財産収入	393,044	1.2	0	393,044	1.2
18寄附金	102,321	0.4	15,000	117,321	0.4
19繰入金	4,090,086	12.8	0	4,090,086	12.8
20繰越金	400,000	1.2	0	400,000	1.2
21諸収入	1,015,922	3.2	0	1,015,922	3.2
22市債	2,552,600	8.0	0	2,552,600	8.0
計	32,010,000	100.0	33,110	32,043,110	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款別	補正前の額	構成比 %	補正額	補正後の額	構成比 %
1 議会費	213,971	0.7	1,300	215,271	0.7
2 総務費	3,454,385	10.8	0	3,454,385	10.8
3 民生費	10,200,444	31.9	16,482	10,216,926	31.9
4 衛生費	2,733,289	8.5	0	2,733,289	8.5
5 労働費	24,326	0.1	0	24,326	0.1
6 農林水産業費	659,388	2.1	16,312	675,700	2.1
7 商工費	1,618,445	5.0	0	1,618,445	5.0
8 土木費	2,775,137	8.7	0	2,775,137	8.7
9 消防費	1,033,367	3.2	0	1,033,367	3.2
10 教育費	5,625,929	17.6	5,340	5,631,269	17.6
11 災害復旧費	5	0.0	0	5	0.0
12 公債費	3,236,517	10.1	0	3,236,517	10.1
13 諸支出金	384,797	1.2	0	384,797	1.2
14 予備費	50,000	0.1	△ 6,324	43,676	0.1
計	32,010,000	100.0	33,110	32,043,110	100.0

## (2) 性質別予算額

(歳出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	構成比 %	補 正 額	補正後の額	構成比 %
義 務 的 経 費	13,947,224	43.5	16,000	13,963,224	43.6
人 件 費	5,166,208	16.1	0	5,166,208	16.1
扶 助 費	5,544,499	17.3	16,000	5,560,499	17.4
公 債 費	3,236,517	10.1	0	3,236,517	10.1
消 費 的 経 費	11,180,828	34.9	22,122	11,202,950	35.0
物 件 費	6,175,365	19.3	1,782	6,177,147	19.3
維 持 補 修 費	164,138	0.5	0	164,138	0.5
補 助 費 等	4,841,325	15.1	20,340	4,861,665	15.2
投 資 的 経 費	4,167,903	13.0	1,312	4,169,215	13.0
普 通 建 設 事 業 費	4,167,898	13.0	1,312	4,169,210	13.0
災 害 復 旧 事 業 費	5	0.0	0	5	0.0
失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0	0.0
そ の 他 経 費	2,714,045	8.6	△ 6,324	2,707,721	8.4
積 立 金	841,444	2.6	0	841,444	2.6
投 資 及 び 出 資 金	0	0.0	0	0	0.0
貸 付 金	108,246	0.4	0	108,246	0.3
繰 出 金	1,714,355	5.4	0	1,714,355	5.4
前 年 度 繰 上 充 当 金	0	0.0	0	0	0.0
予 備 費	50,000	0.2	△ 6,324	43,676	0.1
計	32,010,000	100.0	33,110	32,043,110	100.0

### (3) 事業等別予算額

※ 事業名等が網掛けの事業は、「個別事業概要」に詳細を掲載しています。

(歳入)

(単位：千円)

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容
15 国庫支出金	1 1	生活保護費負担金	311,640	12,000	323,640	事業実施に伴う負担金の増額
	2 2	生活保護費補助金（適正実施推進事業）	808	670	1,478	事業実施に伴う補助金の増額
	2 6	文化部活動改革体制整備事業補助金	492	△ 492	0	国庫補助から県補助への変更等に伴う整理
	2 6	地方スポーツ振興費補助金（要支援世帯分）	0	889	889	事業実施に伴う補助金の計上
	2 6	文化芸術振興費補助金（要支援世帯分）	0	231	231	事業実施に伴う補助金の計上
	2 6	地域スポーツクラブ活動体制整備事業等補助金	1,000	△ 1,000	0	国庫補助から県補助への変更等に伴う整理
16 県支出金	2 4	県農畜産業振興事業費補助金	0	1,312	1,312	事業実施に伴う補助金の計上
	2 8	文化部活動地域展開等推進事業費補助金（体制整備分）	0	326	326	国庫補助から県補助への変更等に伴う整理
	2 8	地方スポーツ振興費補助金（体制整備分）	0	2,108	2,108	国庫補助から県補助への変更等に伴う整理
	2 8	地方スポーツ振興費補助金（認定地域クラブ支援分）	0	1,666	1,666	事業実施に伴う補助金の計上
	2 8	文化部活動地域展開等推進事業費補助金（認定地域クラブ支援分）	0	400	400	事業実施に伴う補助金の計上
18 寄附金	1 1	企業版ふるさと納税寄附金	1,500	15,000	16,500	企業版ふるさと納税の申出に伴う計上
計			32,010,000	33,110	32,043,110	

## (歳出)

(単位：千円)

款	項目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内容
1 議会費	1	1	行政調査視察費	2,025	1,300	3,325	第2期成長戦略調査特別委員会等の設置による先進事例調査・研究のための調査費の増額
3 民生費	3	1	新規 生活保護費等追加給付事業費	0	482	482	最高裁判決に基づく生活保護費等の差額給付に係る事務費の計上
	3	2	法定扶助費	415,520	16,000	431,520	最高裁判決に基づく生活保護費等の差額給付に係る増額
6 農林水産業費	1	3	新規 自給飼料等利用促進事業費補助金	0	1,312	1,312	県補助金を活用した農業団体支援の補助金新設に係る計上
	2	2	水産業産地化促進事業費	0	15,000	15,000	企業版ふるさと納税の申出に伴う事業費の計上
10 教育費	3	2	新規 認定地域クラブ活動参加費補助金	0	2,240	2,240	認定地域クラブへの参加を支援する補助金新設に係る計上
	5	2	新規 認定地域クラブ活動支援補助金（文化団体支援分）	0	600	600	認定地域クラブの活動支援の補助金新設に係る計上
	6	2	新規 認定地域クラブ活動支援補助金（スポーツ団体支援分）	0	2,500	2,500	認定地域クラブの活動支援の補助金新設に係る計上
14 予備費	1	1	予備費	50,000	△ 6,324	43,676	予算整理
計				32,010,000	33,110	32,043,110	

#### (4) 債務負担行為

下記の事業について、債務負担行為を追加します。

事項	期間	限度額
防犯照明灯LED化事業	令和8年度～令和18年度	134,966千円

(事業の概要)

- ・防犯照明灯LED化事業（令和9年3月から令和19年2月まで）  
令和9年1月に防犯灯を地区・町内会から市へ移管することに伴い、10年間のリース方式により令和9年2月末までにLED化を進め、その後の維持管理を委託するもの。

## (5) 個別事業概要

### 3款 民生費

**新規**

## 生活保護費等追加給付事業費

福祉課

最高裁判決に基づく生活保護費等の差額分を追加給付します

### (1) 生活保護費等追加給付事業費

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	482	482	0	0	0	0
補正後	482	482	0	0	0	0

### (2) 法定扶助費

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前	415,520	311,640	4,272	0	0	99,608
補正額	16,000	12,000	0	0	0	4,000
補正後	431,520	323,640	4,272	0	0	103,608

#### 【補正事業の概要・理由】

令和7年6月の最高裁判決(注)により、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消されたことに伴う対応として、国が新たな水準を設定し、その水準と平成25年当時の水準との差額分を追加給付します。(扶助費:国負担3/4 生活保護費等追加給付事業費(事務費):国負担4/4)

#### 【主な事業(取組み)】

平成25年当時の水準(給付額)に対して、期間に応じた追加給付率を乗じて差額分を算出

#### 1 支給対象世帯:250世帯(見込み)

平成25年8月以降の期間において保護を受給していた世帯(保護停止、廃止、外国人も対象)  
保護受給中の世帯 プッシュ型で差額分を追加給付  
保護廃止世帯 申出に基づき差額分を追加給付

#### 2 期間に応じた追加給付額

- (1) 平成25年8月～平成26年3月:追加給付率0.8%
- (2) 平成26年4月～平成27年3月:追加給付率1.6%
- (3) 平成27年4月～平成30年9月:追加給付率2.4%(居宅基準(1類、2類)、母子加算)
- (4) 平成27年4月～令和8年3月:追加給付率2.4%( (3) 以外の改定された加算など)

#### 【事業費】

扶助費 16,000千円(64千円×250世帯)  
事務費 482千円 内訳 システム改修:330千円  
通信運搬費等:152千円

#### 【スケジュール】

6月下旬～ システム改修、廃止世帯向けに市ホームページ等への情報掲載  
7月下旬 保護受給中の世帯にプッシュ型で追加給付(あわせて案内文を添付)  
7月下旬～ 保護廃止世帯からの申出受付

(注)判決では、平成25年から平成27年にかけて行われた生活扶助基準改定について、厚生労働大臣のデフレ調整の判断過程及び手続が違法と判断された。

**新規****自給飼料等利用促進事業費補助金**

農業水産課

畜産業の生産現場における飼料自給率の向上に資する取組を支援します

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	1,312	0	1,312	0	0	0
補正後	1,312	0	1,312	0	0	0

**【補正事業の概要・理由】**

県の自給飼料等利用促進事業を活用し、飼料自給率向上に資する機械導入の取組を支援します。

**【実施事業の概要】**

補助対象者 常滑北部循環型農業推進組合  
 補助対象 ロールバレーの導入に要する費用  
 事業費(補助額) 5,418千円(上限1,312千円)



※ロールバレー…牧草や稲わらを円筒状に成形  
 梱包する農業用機械

**【補助事業のスケジュール】**

6月下旬 交付申請・交付決定  
 10月 機械導入  
 11月～ 国産稲わら生産開始

**【参考：県補助事業の概要】**

補助対象者 農業協同組合、農事組合法人、その他農業者の組織体  
 補助対象 飼料作物の栽培から利用まで又は未利用資源の収穫から利用までの作業体系上  
 必要な機械  
 補助率 1/3以内

水産業産地化促進事業費

農業水産課

企業版ふるさと納税により、水産業の活性化に資する取組を支援します

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	15,000	0	0	0	15,000	0
補正後	15,000	0	0	0	15,000	0

【補正事業の概要・理由】

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、スマート牡蠣養殖(注1)の事業化に向けた実証実験(注2)への寄附申出があったことから、市水産業の活性化に資する取組として補助事業により支援します。

【主な事業(取組み)】

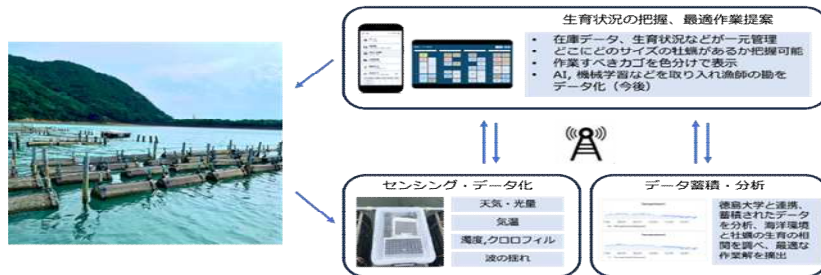
補助対象者 市内漁業団体  
 補助対象 スマート牡蠣養殖の事業化に向けた実証実験の取組  
 補助率 10/10以内(上限 15,000千円)

【スケジュール】

令和8年6月下旬~7月中旬 事業者公募  
 7月下旬 選定、採択、事業開始  
 令和9年3月末 事業完了、補助金交付

(注1) スマート牡蠣養殖とは・・・デジタル技術を活用した効率的な牡蠣養殖

- ・ デジタルアプリによる育成管理・養殖支援システムを導入した効率的(スマート)牡蠣養殖
- ・ IoTセンサーを投入して環境データを取得
- ・ 生育や作業データを解析し、海域の特徴を把握することで最適な養殖作業や海洋環境を見える化



(注2) これまでの実証実験の経緯

令和6年度 スマートシティモデル事業(県)  
 干潟式(鉄筋ラック式) 稚貝 3,000個



海底に固定した鉄筋ラックにバスケットを固定し、潮汐の干潟を利用して牡蠣を干出させる  
 漁場の整備が比較的容易で、拡張性や柔軟性が高い

令和7年度 水産業産地化促進事業(市)  
 延縄式(フロート式) 稚貝 10,000個



海の水質や潮のあたりが良例で、牡蠣を干出させず常に水中に維持する。  
 波風の影響を受けにくく、比較的流れやすい海で活用する。

**新規****認定地域クラブ活動参加費補助金**

学校教育課

経済的に課題を抱える家庭の認定地域クラブへの参加を支援します

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	2,240	1,120	0	0	0	1,120
補正後	2,240	1,120	0	0	0	1,120

**【補正事業の概要・理由】**

休日の中学校部活動の地域展開に伴い、経済的理由により参加が困難な生徒に対し、認定地域クラブ活動に要する費用の一部を支援することで、参加機会の確保を図ります。

**【主な事業(取組み)】**

- 補助対象者 就学援助を受けている中学生の保護者  
 補助対象 参加費、保険料  
 補助額 上限24,000円(12ヶ月分)  
 ただし、令和8年度は上限14,000円(7ヶ月分)  
 申請方法 保護者が実績(領収書)を添えて申請  
 支給時期 年2回(9月、3月) ※今年度は3月のみ  
 ただし、上限に達した生徒は、その時点で申請可

**【事業費】**

補助金：2,240千円(14千円×160人(要保護及び準要保護))

**【スケジュール】**

- 令和8年9月上旬 認定地域クラブ活動開始  
 補助金の申請開始  
 令和9年3月下旬 補助金の支給



地域クラブ活動の試行(吹奏楽)

**新規****認定地域クラブ活動支援補助金**生涯学習  
スポーツ課**認定地域クラブの活動を支援します****(1) 認定地域クラブ活動支援補助金（文化団体支援分）**

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	600	0	400	0	0	200
補正後	600	0	400	0	0	200

**(2) 認定地域クラブ活動支援補助金（スポーツ団体支援分）**

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	2,500	0	1,666	0	0	834
補正後	2,500	0	1,666	0	0	834

**【補正事業の概要・理由】**

中学校単位で部活動として行われてきた休日のスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を確保・充実させるため、国が示す基準に基づいて活動する地域クラブを、市が「認定地域クラブ」として認定します。

また、認定地域クラブが持続的・安定的に活動できるように支援するため、令和8年1月に国から示された補助制度を活用し、補助金を支給します（県費2/3、そのうち1/3は国の間接補助）。

**【主な事業(取組み)】**

補助対象者 市が認定した「認定地域クラブ」

補助対象 人件費、諸謝金、印刷製本費、通信運搬費等

補助額 「活動の実施に要した人件費等」から「参加費等の収入」を引いた額  
(1クラブあたり上限100千円)

**【事業費】**

補助金の支給: 100千円×6クラブ(文化) = 600千円  
100千円×25クラブ(スポーツ) = 2,500千円 合計 3,100千円

**【スケジュール】**

令和8年9月上旬～ 認定地域クラブ活動開始

令和9年3月下旬～ 認定地域クラブ実績報告・補助金支給

**【参考：クラブ認定スケジュール】**

4月上旬～ クラブ認定に向けた検討

6月中旬～ クラブ認定申請

7月上旬～ クラブ認定審査

7月下旬～ 認定地域クラブ決定



### 3 企業会計

#### 下水道事業会計

(議案第 29 号)

令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因する道路陥没事故に伴い、国土交通省から下水道管路の全国特別重点調査の実施に関する要請がありました。これを受けて令和 7 年度に対象管路の調査を実施したところ、破損箇所や継手部からの浸入水など、国の判定基準において対策を実施する必要のある管路が確認されました。

この結果を踏まえ、必要な修繕工事の設計費用を計上するため、下水道事業会計予算を補正するものです。

収益的支出予算では、営業費用（公共下水道事業）を 1,200 万円増額し、総額を 26 億 1,410 万 3 千円としました。

なお、営業費用（公共下水道事業）の財源に充てるため、企業債 1,200 万円を借り入れます。

#### 3 条 収益的収支

【支出】

(単位：千円)

款	項	補正前	補正額	補正後
1 下水道事業費用	1 営業費用（公下）	2,218,969	12,000	2,230,969
	合 計	2,602,103	12,000	2,614,103

議案第 28 号

令和 8 年度常滑市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度常滑市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,110 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,043,110 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,197,171	千円 12,298	千円 4,209,469
	1 国庫負担金	2,884,759	12,000	2,896,759
	2 国庫補助金	1,295,683	298	1,295,981
16 県支出金		2,211,249	5,812	2,217,061
	2 県補助金	986,851	5,812	992,663
18 寄附金		102,321	15,000	117,321
	1 寄附金	102,321	15,000	117,321
歳入合計		32,010,000	33,110	32,043,110

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 213,971	千円 1,300	千円 215,271
	1 議会費	213,971	1,300	215,271
3 民生費		10,200,444	16,482	10,216,926
	3 生活保護費	473,704	16,482	490,186
6 農林水産業費		659,388	16,312	675,700
	1 農業費	617,495	1,312	618,807
	2 水産業費	41,893	15,000	56,893
10 教育費		5,625,929	5,340	5,631,269
	1 教育総務費	573,976	0	573,976
	3 中学校費	381,292	2,240	383,532
	5 社会教育費	421,825	600	422,425
	6 保健体育費	2,731,375	2,500	2,733,875
14 予備費		50,000	△6,324	43,676
	1 予備費	50,000	△6,324	43,676
歳 出 合 計		32,010,000	33,110	32,043,110

## 第2表 債務負担行為補正

### 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
防犯照明灯 LED 化事業	令和8年度～令和18年度	千円 134,966

令和 8 年 度

常 滑 市 一 般 会 計

補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	13,066,062	0	13,066,062
2 地方譲与税	269,492	0	269,492
3 利子割交付金	20,000	0	20,000
4 配当割交付金	60,000	0	60,000
5 株式等譲渡所得割交付金	50,000	0	50,000
6 法人事業税交付金	230,000	0	230,000
7 地方消費税交付金	1,750,000	0	1,750,000
8 自動車取得税交付金	1	0	1
9 環境性能割交付金	5,000	0	5,000
10 地方特例交付金	124,978	0	124,978
11 地方交付税	1,117,668	0	1,117,668
12 交通安全対策特別交付金	7,000	0	7,000
13 分担金及び負担金	14,687	0	14,687
14 使用料及び手数料	332,719	0	332,719
15 国庫支出金	4,197,171	12,298	4,209,469
16 県支出金	2,211,249	5,812	2,217,061
17 財産収入	393,044	0	393,044
18 寄附金	102,321	15,000	117,321

款	補正前の額	補正額	計
1 9 繰入金	千円 4,090,086	千円 0	千円 4,090,086
2 0 繰越金	400,000	0	400,000
2 1 諸収入	1,015,922	0	1,015,922
2 2 市債	2,552,600	0	2,552,600
歳 入 合 計	32,010,000	33,110	32,043,110

## (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	213,971	1,300	215,271
2 総務費	3,454,385	0	3,454,385
3 民生費	10,200,444	16,482	10,216,926
4 衛生費	2,733,289	0	2,733,289
5 労働費	24,326	0	24,326
6 農林水産業費	659,388	16,312	675,700
7 商工費	1,618,445	0	1,618,445
8 土木費	2,775,137	0	2,775,137
9 消防費	1,033,367	0	1,033,367
10 教育費	5,625,929	5,340	5,631,269
11 災害復旧費	5	0	5
12 公債費	3,236,517	0	3,236,517
13 諸支出金	384,797	0	384,797
14 予備費	50,000	△6,324	43,676
歳 出 合 計	32,010,000	33,110	32,043,110

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			1,300
			0
12,670			3,812
			0
			0
1,312		15,000	0
			0
			0
			0
4,128			1,212
			0
			0
			0
			△6,324
18,110	0	15,000	0

## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	2,878,867	12,000	2,890,867
計	2,884,759	12,000	2,896,759

### 1 5 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	252,342	670	253,012
6 教育費国庫補助金	340,871	△372	340,499
計	1,295,683	298	1,295,981

### 1 6 款 県支出金

#### 2 項 県補助金

4 農林水産業費県補助金	126,387	1,312	127,699
8 教育費県補助金	449,808	4,500	454,308
計	986,851	5,812	992,663

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3 生活保護費負担金	千円 12,000	生活保護費負担金	12,000

3 生活保護費補助金	670	生活保護費補助金（適正実施推進事業）	670
1 教育総務費補助金	△492	文化部活動改革体制整備事業補助金	△492
3 中学校費補助金	1,120	地方スポーツ振興費補助金（要支援世帯分） 文化芸術振興費補助金（要支援世帯分）	889 231
4 保健体育費補助金	△1,000	地域スポーツクラブ活動体制整備事業等補助金	△1,000

1 農業費補助金	1,312	県農畜産業振興事業費補助金	1,312
1 教育総務費補助金	326	文化部活動地域展開等推進事業費補助金（体制整備分）	326
2 保健体育費補助金	3,774	地方スポーツ振興費補助金（体制整備分） 地方スポーツ振興費補助金（認定地域クラブ支援分）	2,108 1,666
3 社会教育費補助金	400	文化部活動地域展開等推進事業費補助金（認定地域クラブ支援分）	400

15款 国庫支出金      16款 県支出金

## 18款 寄附金

## 1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費寄附金	千円 101,500	千円 15,000	千円 116,500
計	102,321	15,000	117,321

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費寄 附金	千円 15,000	企業版ふるさと納税寄附金 千円 15,000

### 3 歳 出

#### 1 款 議会費

##### 1 項 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 213,971	千円 1,300	千円 215,271	千円	千円	千円	千円 1,300
計	213,971	1,300	215,271	0	0	0	1,300

#### 3 款 民生費

##### 3 項 生活保護費

1 生活保護総務費	58,181	482	58,663	670 国庫支出金			△188
2 扶助費	415,523	16,000	431,523	12,000 国庫支出金			4,000
計	473,704	16,482	490,186	12,670	0	0	3,812

#### 6 款 農林水産業費

##### 1 項 農業費

3 農業振興費	134,414	1,312	135,726	1,312 県支出金			
計	617,495	1,312	618,807	1,312	0	0	0

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	千円 1,300	1 議会費	千円 1,300
		1) 行政調査視察費	1,300

10 需用費	35	1 生活保護総務事務費	482
消耗品費	20	1) 生活保護費等追加給付事業費	482
印刷製本費	15	( 国庫支出金	482)
11 役務費	117		
12 委託料	330		
19 扶助費	16,000	2 法定扶助費	16,000
		1) 法定扶助費	16,000
		( 国庫支出金	12,000)

18 負担金補助及び交付金	1,312	1 補助金	1,312
		1) 自給飼料等利用促進事業費補助金	1,312
		( 県支出金	1,312)

6 款 農林水産業費  
2 項 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 水産業振興費	千円 7,891	千円 15,000	千円 22,891	千円	千円	千円 15,000 寄附金	千円
計	41,893	15,000	56,893	0	0	15,000	0

10 款 教育費  
1 項 教育総務費

3 教育指導費	219,674	0	219,674	△166 国庫支出金 △492 県支出金 326			166
計	573,976	0	573,976	△166	0	0	166

10 款 教育費  
3 項 中学校費

2 教育振興費	34,742	2,240	36,982	1,120 国庫支出金			1,120
計	381,292	2,240	383,532	1,120	0	0	1,120

10 款 教育費  
5 項 社会教育費

2 社会教育振興費	3,995	600	4,595	400 県支出金			200
計	421,825	600	422,425	400	0	0	200

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	千円 15,000	1 水産業振興対策事業費 1) 水産業産地化促進事業費 ( 寄附金 15,000)	千円 15,000 15,000

		財源更正	

18 負担金補助及び交付金	2,240	1 補助金 1) 認定地域クラブ活動参加費補助金 ( 国庫支出金 1,120)	2,240 2,240

18 負担金補助及び交付金	600	1 補助金 1) 認定地域クラブ活動支援補助金 (文化団体支援分) ( 県支出金 400)	600 600

10 款 教育費

6 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 社会体育振興費	千円 13,492	千円 2,500	千円 15,992	千円 2,774 国庫支出金 △1,000 県支出金 3,774	千円	千円	千円 △274
計	2,731,375	2,500	2,733,875	2,774	0	0	△274

14 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	50,000	△6,324	43,676				△6,324
計	50,000	△6,324	43,676	0	0	0	△6,324

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	千円 2,500	1 補助金	千円 2,500
		1) 認定地域クラブ活動支援補助金（スポーツ団体支援分） （ 県支出金 1,666）	2,500

28 予備費	△6,324	1 予備費	△6,324
		1) 予備費	△6,324

# 債 務 負 担

事 項	限 度 額
防犯照明灯 LED 化事業	134,966

# 行 為 調 査 書

(単位：千円)

令和7年度末までの 支出(見込)額		令和8年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支出金	地方債	その他	
		令和8年度 ～ 令和18年度	134,966			134,966	

議案第29号

令和8年度常滑市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度常滑市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和8年度常滑市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中雨水管渠維持管理費委託料12,000千円の財源に充てるため、企業債12,000千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
			支	出
第1款 下水道事業費用	2,602,103千円	12,000千円	2,614,103千円	
第1項 営業費用（公共下水道事業）				
	2,218,969千円	12,000千円	2,230,969千円	

（企業債）

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	補正前	補正後			
	限度額	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 889,000	千円 901,000	普通貸借	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
計	985,800	997,800	—	—	—

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢



令和 8 年度

常滑市下水道事業会計

補正予算説明書

令和8年度常滑市下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 の 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			千円 2,602,103	千円 12,000	千円 2,614,103
	1 営業費用 (公共下水道事業)		2,218,969	12,000	2,230,969
		3 雨水管渠維持 管理費	18,698	12,000	30,698

収支差額 91,478千円

令和8年度常滑市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	14,615
減価償却費	1,539,848
資産減耗費	60
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△502
退職給付引当金の増減額(△は減少)	3,160
賞与引当金の増減額(△は減少)	310
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	63
長期前受金戻入額	△1,485,046
受取利息	△2,600
支払利息	126,954
未収金の増減額(△は増額)	14,734
未払金の増減額(△は減少)	5,466
小計	217,062
利息の受取額	2,600
利息の支払額	△126,954
業務活動によるキャッシュ・フロー	92,708

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△1,520,029
無形固定資産の取得による支出	△65,089
基金の積立による支出	△1,600
国庫補助金等による収入	632,255
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	800,222
負担金の受入による収入	6,439
分担金の受入による収入	752
未収金の増減額(△は増額)	2,303
未払金の増減額(△は減少)	△18,327
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 163,074

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	997,800
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,113,976
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 116,176

資金増加額(又は減少額)	△186,542
資金期首残高	842,376
資金期末残高	655,834

令和8年度常滑市下水道事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位 千円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地 6,274,322

ロ 建物 5,557,688

減価償却累計額 △ 1,106,510 4,451,178

ハ 構築物 37,441,526

減価償却累計額 △ 7,089,927 30,351,599

ニ 機械装置 5,824,624

減価償却累計額 △ 1,926,281 3,898,343

ホ 工具器具備品 1,831

減価償却累計額 △ 76 1,755

ヘ 建設仮勘定 1,255,239

有形固定資産合計 46,232,436

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権 148,355

ロ 無形固定資産仮勘定 109,254

無形固定資産合計 257,609

(3) 投資その他の資産

イ 基金 1,168,656

投資その他の資産合計 1,168,656

固定資産合計 47,658,701

2 流動資産

(1) 現金預金 655,834

(2) 未収金 153,016

貸倒引当金 △ 536 152,480

流動資産合計 808,314

資産合計 48,467,015

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等企業債	<u>14,543,041</u>		
企業債合計		14,543,041	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>14,629</u>		
引当金合計		<u>14,629</u>	
固定負債合計			14,557,670
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等企業債	<u>1,107,093</u>		
企業債合計		1,107,093	
(2) 未払金		218,628	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	5,910		
ロ 法定福利費引当金	<u>1,197</u>		
引当金合計		<u>7,107</u>	
流動負債合計			1,332,828
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		36,902,803	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 9,586,114</u>	
繰延収益合計			<u>27,316,689</u>
負債合計			<u><u>43,207,187</u></u>

資本の部

6 資本金			876,820
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	2,852,400		
ロ 県補助金	6,247		
ハ 他会計補助金	<u>531,241</u>		
資本剰余金合計		3,389,888	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	106,851		
ロ 建設改良積立金	300,350		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>585,919</u>		
利益剰余金合計		<u>993,120</u>	
剰余金合計			<u>4,383,008</u>
資本合計			<u>5,259,828</u>
負債資本合計			<u><u>48,467,015</u></u>

## 注 記 表

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
  - 建物 30～50年
  - 構築物 10～50年
  - 機械装置 6～20年
  - 工具器具備品 4～6年

#### (2) 無形固定資産の減価償却の方法

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
  - 施設利用権 10年

#### (3) 引当金の計上方法

##### イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する額のうち「職員の退職手当に係る取扱いに関する協定書」に基づき下水道事業会計が負担すると見込まれる額を計上している。

##### ロ 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### ハ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支払見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### ニ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### 2 予定貸借対照表に関する注記

#### (1) 企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は15,543,283千円である。

### 3 セグメント情報の開示

#### (1) 報告セグメントの概要

常滑市下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、公共下水道事業及び農業集落排水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	常滑処理区における汚水及び雨水処理事業
農業集落排水事業	矢田地区、久米地区、前山地区、桧原地区、小鈴谷地区、広目地区及び坂井地区における汚水処理事業

#### (2) 報告セグメントごとの営業収益等

令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(単位:千円)

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
営業収益	552,504	41,761	594,265
営業費用	2,163,421	231,119	2,394,540
営業損益	△ 1,610,917	△ 189,358	△ 1,800,275
経常損益	13,079	15,806	28,885
セグメント資産	44,386,746	4,080,269	48,467,015
セグメント負債	40,009,759	3,197,428	43,207,187
その他の項目			
他会計繰入金	1,278,780	113,795	1,392,575
減価償却費	1,400,733	139,115	1,539,848
特別利益	739	9	748
特別損失	9	9	18
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,344,725	240,393	1,585,118

### 4 その他の注記

#### (1) 引当金の取り崩し

##### イ 賞与引当金

令和8年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため取り崩すと見込まれる賞与引当金の額は、5,600千円である。

##### ロ 法定福利費引当金

令和8年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費を支出するため取り崩すと見込まれる法定福利費引当金の額は、1,134千円である。

##### ハ 貸倒引当金

令和8年度において、不納欠損処理をするため取り崩すと見込まれる貸倒引当金の額は、607千円である。

令和8年度常滑市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収 益 の 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下水道事業用		千円 2,602,103	千円 12,000	千円 2,614,103
	1	営業費用 (公共下水道事業)	2,218,969	12,000	2,230,969
		3	雨水管渠 維持管理費	12,000	30,698
支 出 合 計			2,602,103	12,000	2,614,103

節		金額	説明
区分	金額		
		千円	千円
16 委 託 料	12,000		全国特別重点調査事業に伴う雨水 管渠修繕設計委託 12,000

議案第30号

常滑市行政手続条例の一部改正について

常滑市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市行政手続条例の一部を改正する条例

常滑市行政手続条例（平成11年常滑市条例第21号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分</p>

改正後	改正前
<p>その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 略</p>	<p>その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 略</p>

改正後	改正前
<p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接に<u>剥奪</u>する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければな</p>	<p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接に<u>はく奪</u>する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなけれ</p>

改正後	改正前
<p>らない。</p> <p>3 略</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める</u></p>	<p>ばならない。</p> <p>3 略</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、</u></p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日か</u></p>

改正後	改正前
<p>同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞の再開）</p> <p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>鑑み</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>（弁明の機会の付与の通知の方式）</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28</p>	<p><u>ら2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞の再開）</p> <p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>かんがみ</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>（弁明の機会の付与の通知の方式）</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>「同項</u></p>

改正後	改正前
<p>条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」</u>とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の常滑市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

#### 提案理由

行政手続法の一部改正に倣い、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達の方法をデジタル化する規定を整備するため、所要の改正を行うもの。

# 常滑市行政手続条例の一部改正について

## 1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革の1つとして、書面掲示規制の見直しを目的とした行政手続法の一部改正により、同法における聴聞及び弁明の機会の付与（以下「聴聞等」という。）の通知に係る公示送達の方法のデジタル化が図られた。

常滑市行政手続条例においても、行政手続法の趣旨に鑑み、聴聞等の通知に係る公示送達の方法をデジタル化する規定を整備するため、所要の改正を行うもの。


## 2 改正内容

不利益処分の名宛人の所在が不明な場合の聴聞等の通知のデジタル化を図る。

改正前

改正後


掲示場での書面の掲示



常滑市役所掲示場

➔


掲示場での書面の掲示



常滑市役所掲示場

又は


事務所に設置した  
パソコン画面での掲示



イメージ画像  
※生成AI (Copilot) で作成

+

電子掲示場による公表



常滑市ホームページ

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。改正後の規定は、条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第31号

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成28年常滑市条例第39号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手当の種類	勤務の内容	手当の額	手当の種類	勤務の内容	手当の額
略			略		
災害応急作業 派遣手当	略	1日 <u>1,440円</u>	災害応急作業 派遣手当	略	1日 <u>1,080円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から

適用する。

提案理由

国における災害応急作業等手当の改定に準じて、所要の改正をするため。

# 常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

## 1 趣旨

国における災害応急作業等手当の額が改定されたため、それに準じて本市の災害応急作業派遣手当の額を改定するもの。

### 〈災害応急作業派遣手当〉

異常な自然現象により重大な災害が発生又は発生するおそれがある現場（常滑市の区域を除く）に派遣されて行う応急作業や応急作業のための災害状況の調査等に従事した職員に対して支給される手当

- 想定される業務
- ・罹災証明書交付のための住家等の被害状況調査
  - ・消防の緊急消防援助隊としての活動
  - ・応急給水、下水道管路の被害状況調査
  - ・避難所運営の業務 等

## 2 改正内容

次のとおり、手当の額を改定する。

改正前	改正後
1日につき <u>1,080円</u>	1日につき <u>1,440円</u>

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第32号

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和55年常滑市条例第31号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（保育料等の減免）</u> <u>第9条 市長は、特別の事情があると認めるときは、前条第1項若しくは第2項の規定により徴収する保育料又は同条第3項若しくは第4項の規定により徴収する使用料を減免することができる。</u>	
<u>第10条</u> 略	<u>第9条</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の規定は、令和8年4月1日

から適用する。

#### 提案理由

令和8年度から開始した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用料について、条例上に減免の規定を定めることが国から示されたため、所要の改正をするもの。

# 常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 趣旨

令和8年度から開始した「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の利用料について、常滑市立保育所で実施する場合には条例上に減免の規定を定めることが国から示されたため、所要の改正をするもの。

## 2 改正内容

市町村が公立の保育所等で乳児等通園支援事業を行う場合には、その利用料の徴収については地方自治法第228条第1項の規定により条例に定めるものとされており、また、減免規定についても条例に定めることが適当であるとの考えが国から示されたため、常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する。

条項	内容
第9条	保育料等の減免の規定の追加

※乳児等通園支援事業の利用料の金額や減免に関する具体的な事項は、規則で別に定めている。

利用料	利用時間1時間につき300円（国の標準利用料）	
減免	生活保護世帯	300円減額
	所得割合算額77,101円未満の世帯	200円減額
	その他市長が認めた場合の世帯	200円減額

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。



議案第33号

常滑市都市公園条例の一部改正について

常滑市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市都市公園条例の一部を改正する条例

常滑市都市公園条例（平成17年常滑市条例第28号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前								
別表第4（第19条関係）					別表第4（第19条関係）								
種類	区分			単位	金額	備考	種類	区分			単位	金額	備考
体育館	専用利用	略 冷暖房設備	メインアリーナ	観覧席	1時間につき	15,740円	体育館	専用利用	略 冷暖房設備	メインアリーナ	1時間につき	23,560円	
				アリーナ	1時間につき	7,820円							

改正後						改正前					
個人利用		略					略				
		略					略				
	トレーニング室	略					略				
		一般	定期券	3,200円	略		一般	定期券	2,220円	略	
		中学生	定期券	1,300円			中学生	定期券	770円		
	シャワー設備		1台 1回 につき	100円							

備考

1～6 略

7 メインアリーナ又はサブアリーナを個人利用する場合において、規則で定める冷暖房設備の運転期間における使用料は、この表に定める使用料に次の表に定める額を加算する。

区分	単位	金額	備考
一般	1回券	100円	1 1回券は、午前、午後及び夜間の区分ごとの1種目の利用券をいう。
小学生及び中学生	1回券	50円	
一般	回数券	1,000円	

備考

1～6 略

改正後				改正前
小学生及び 中学生	回数券	500円	2 回数券は、1回券 11枚つづりとする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4（備考第7項を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

体育館大規模改修工事による施設及び設備更新に伴う使用料変更のため。

# 常滑市都市公園条例の一部改正について

## 1 改正の趣旨

体育館大規模改修工事による施設及び設備更新に伴い、使用料の見直しを行うもの。

## 2 改正内容

### 【専用利用（予約利用）】

- ・メインアリーナ冷暖房設備（観覧席部とアリーナ部に分けて料金設定）

【改正前】 23,560円/時間

【改正後】 観覧席：15,740円/時間 アリーナ：7,820円/時間（合計額は変更なし）

### 【個人利用（一般開放）】

- ・冷暖房設備（夏季に冷房を稼働し、利用者から使用料を徴収）

【改正前】 なし

【改正後】 一般100円/回 小中学生50円/回（回数券（11枚綴）：一般1,000円 子供500円）

- ・トレーニング室（定期券の月平均利用回数を踏まえた料金改正）

【改正前】 一般2,220円 中学生770円

【改正後】 一般3,200円（+980円） 中学生1,300円（+530円）

- ・シャワー室（コインシャワーを導入し、受益者負担分を徴収）

【改正前】 なし

【改正後】 100円/回

---

### 3 施行期日

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の別表第4（備考第7項を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第34号

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

常滑市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年常滑市条例第22号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の常滑市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されることに伴い、所要の改正を行うため。

# 常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

---

## 1 趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第11条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額が改定されることに伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

第18条中、葬祭補償における定額部分の額を315,000円から330,000円に改める。

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 経過措置

令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

議案第35号

鬼崎西保育園改修工事請負契約について

鬼崎西保育園改修工事（週休2日）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年常滑市条例第23号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

契約の目的	鬼崎西保育園改修工事請負
契約の方法	一般競争入札
契約金額	236,907,000円
契約相手方	所在地 愛知県常滑市港町6-6 名称 株式会社サイダ 代表者 代表取締役 中村義幸
工期	議会の議決を得て本契約に移行した日から令和9年3月31日まで

支出科目	令和8年度常滑市一般会計予算 (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 保育園費
------	--

提案理由

鬼崎西保育園改修工事請負契約のため。

写 (電子契約)

取 入 印 紙	<b>工事請負仮契約書</b>																									
契約番号	8-11120004-0																									
工事名	鬼崎西保育園改修工事 (週休2日)																									
路線等の名称																										
工事場所	常滑市新田町2丁目18番の3																									
T. 期	本契約の移行日から 令和 9年 3月 31日 まで																									
請負代金額	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">億</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">万</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">¥</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 21,537,000 円)</p>		億		万		円				¥	2	3	6				9	0	7				0	0	0
億		万		円																						
		¥	2	3	6																					
			9	0	7																					
			0	0	0																					
契約保証金	免除																									
前払金	有																									
部分払	有																									
<p>上記の工事について、発注者と請負者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>なお、この契約書は、常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、市議会の議決があったときは、これを本契約とする。</p> <p>この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。</p> <p>令和 8年 5月 21日</p> <p>発注者 所在地 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名 常滑市長 伊藤 辰矢 <span style="float: right;">印</span></p> <p>請負者 所在地 愛知県常滑市港町6-6</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名・名称 株式会社サイダ</p> <p style="margin-left: 100px;">及び代表者 代表取締役 中村 義幸 <span style="float: right;">印</span></p>																										

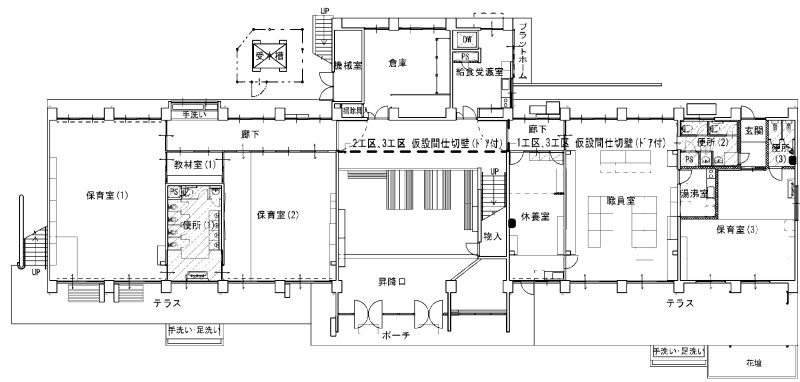
写

入札執行調書

担 当 課	こども保育課		
件 名	鬼崎西保育園改修工事 (週休2日)		
路線等の名称			
履行場所	常滑市新田町2丁目18番の3		
契約区分	総価契約(単年総価契約)	入札方式	電子
契約方法	一般競争入札		
業 種	建築一式		
入札日時	令和 8年 5月 14日 午前 9時 10分		
入札場所	常滑市役所 総務部 財政課		
予定価格	257,510,000 円 (入札書比較価格 234,100,000 円)		
最低制限価格	236,907,000 円 (入札書比較価格 215,370,000 円)		
落札金額	236,907,000 円 (うち取引に係る消費税等 21,537,000 円)		

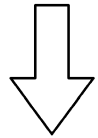
No	入 札 業 者 名	第1回入札額(円)	第2回入札額(円)	第3回入札額(円)	摘要
1	1292-0 市田建設株式会社 代表取締役 市田 浩樹	215,370,000			
2	3080-0 株式会社マルタケ 代表取締役 竹内 雅子	215,370,000			
3	3196-0 株式会社水野組 代表取締役 三輪 一馬	215,370,000			
4	3198-0 株式会社サイダ 代表取締役 中村 義幸	215,370,000			落札
5	4433-0 株式会社東海エコ 代表取締役 杉江 俊彦	215,370,000			
コメント	市田建設株式会社、株式会社マルタケ、株式会社水野組、株式会社サイダ及び株式会社東海エコは入札額が同額であったため、くじにより落札候補者を決定した。				

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が、法令上の申込に係る価格である。

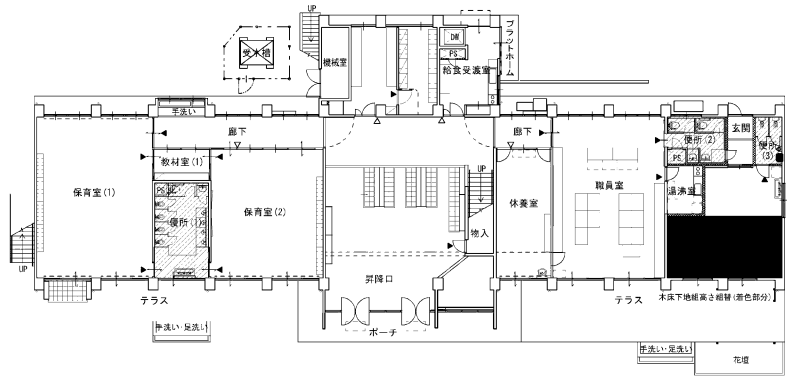


改修前 1階平面図 S=1/200

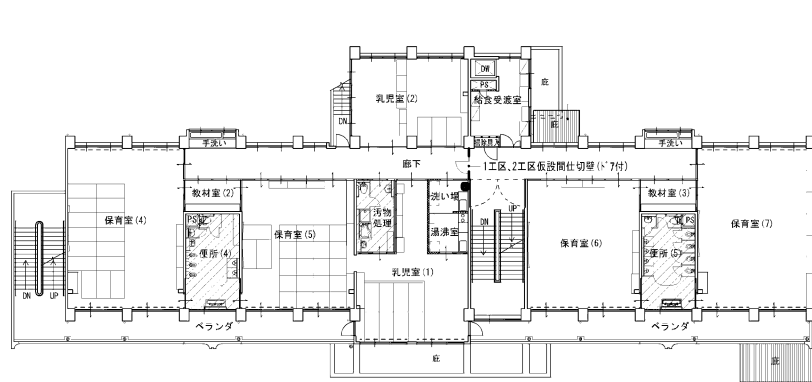
- 1階内部改修項目
- ・床改修（諸室：フローリング研磨・塗装、長尺塩ビシート張り、防滑性ビニル床シート張り）
  - ・内壁改修（塗装）
  - ・天井改修（塗装、一部張替）
  - ・給食受渡室の水廻り改修
  - ・保育室内ロッカー等更新、黒板改修
  - ・感知器、インターホン、スピーカー取替
  - ・空調機一部取替、扇風機取替



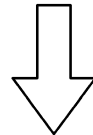
凡例  
 工事対象外範囲（トイレ改修済み）




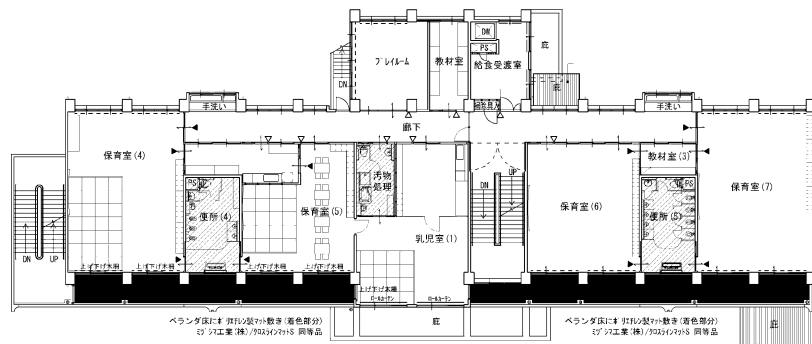
改修後 1階平面図 S=1/200



改修前 2階平面図 S=1/200



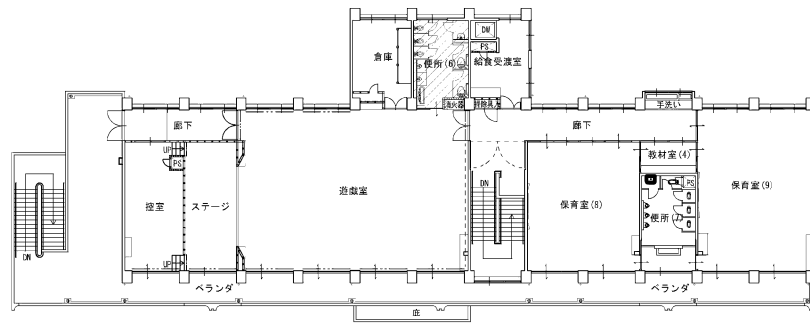
凡例  
 工事対象外範囲 (トイレ改修済み)



改修後 2階平面図 S=1/200

### 2階内部改修項目

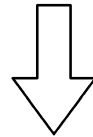
- ・床改修 (諸室：フローリング研磨・塗装、長尺塩ビシート張り、  
防滑性ビニル床シート張り)
- ・内壁改修 (塗装)
- ・天井改修 (塗装、一部張替)
- ・給食受渡室の水廻り改修
- ・保育室内ロッカー等更新、黒板改修
- ・感知器、インターホン、スピーカー取替
- ・空調機一部取替、扇風機取替




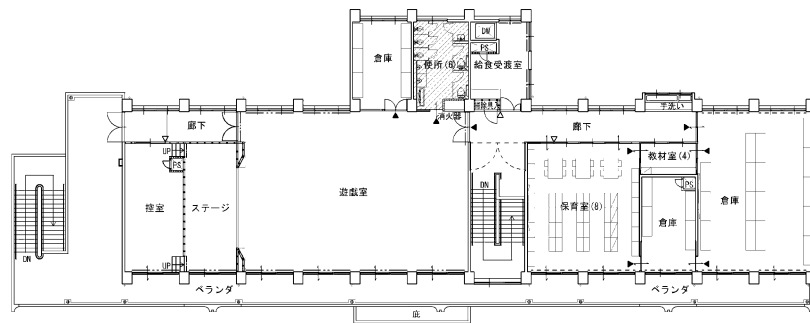
改修前 3階平面図 S=1/200

### 3階内部改修項目

- ・床改修（諸室：フローリング研磨・塗装、長尺塩ビシート張り、  
防滑性ビニル床シート張り）
- ・内壁改修（塗装）
- ・天井改修（塗装、一部張替）
- ・給食受渡室の水廻り改修
- ・保育室内ロッカー等更新、黒板改修
- ・感知器、インターホン、スピーカー取替



凡例  
 工事対象外範囲（トイレ改修済み）



改修後 3階平面図 S=1/200



議案第36号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年常滑市条例第23号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

財産の種類	消防ポンプ自動車
契約の方法	指名競争入札
取得金額	44,605,000円
契約の相手方	所在 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号 名称 株式会社モリタ 名古屋支店 代表者 支店長 土居 典生
納期	議会の議決を得て本契約に移行した日から令和9年2月26日まで
支出科目	令和8年度常滑市一般会計予算 (款) 消防費 (項) 消防費 (目) 消防施設費

提案理由

消防ポンプ自動車購入のため。



議案第37号

三和小学校長寿命化改良工事請負契約について

三和小学校長寿命化改良工事（週休2日）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年常滑市条例第23号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

契約の目的	三和小学校長寿命化改良工事請負
契約の方法	一般競争入札
契約金額	552,442,000円
契約相手方	所在地 愛知県常滑市西之口7-36 名称 株式会社マルタケ 代表者 代表取締役 竹内雅子
工期	議会の議決を得て本契約に移行した日から令和9年3月31日まで

支出科目	令和8年度常滑市一般会計予算 (款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費
------	--

提案理由

三和小学校長寿命化改良工事請負契約のため。

写 (電子契約)

写  
入札執行調書

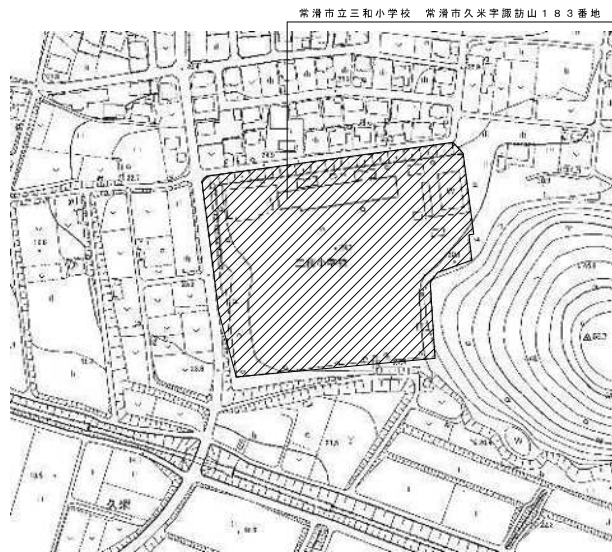
資料 1

収入 印紙	<b>工事請負仮契約書</b>																							
契約番号	8-11120006-0																							
工事名	三和小学校長寿命化改良工事（週休2日）																							
路線等の名称																								
工事場所	常滑市久米字諏訪山183番地																							
工期	本契約の移行日から 令和 9 年 3 月 31 日 まで																							
請負代金額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">億</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">万</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">¥</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 50,222,000 円）</p>			億				万				円			¥	5	5	2	4	4	2	0	0	0
		億				万				円														
		¥	5	5	2	4	4	2	0	0	0													
契約保証金	要																							
前払金	有																							
部分払	有																							
<p>上記の工事について、発注者と請負者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>なお、この契約書は、常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、市議会の議決があったときは、これを本契約とする。</p> <p>この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。</p> <p>令和 8 年 5 月 21 日</p> <p style="margin-left: 40px;">発注者 所在地 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名 常滑市長 伊藤 辰矢 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="margin-left: 40px;">請負者 所在地 愛知県常滑市西之口7-36</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名・名称 株式会社マルタケ</p> <p style="margin-left: 100px;">及び代表者 代表取締役 竹内 雅子 <span style="float: right;">印</span></p>																								

担当課	学校教育課		
件名	三和小学校長寿命化改良工事（週休2日）		
路線等の名称			
履行場所	常滑市久米字諏訪山183番地		
契約区分	総価契約(単年総価契約)	入札方式	電子
契約方法	一般競争入札		
業種	建築一式		
入札日時	令和 8 年 5 月 14 日 午前 9 時 00 分		
入札場所	常滑市役所 総務部 財政課		
予定価格	600,490,000 円（入札書比較価格 545,900,000 円）		
最低制限価格	552,442,000 円（入札書比較価格 502,220,000 円）		
落札金額	552,442,000 円（うち取引に係る消費税等 50,222,000 円）		

No	入札業者名	第1回入札額(円)	第2回入札額(円)	第3回入札額(円)	摘要
1	1292-0 市田建設株式会社 代表取締役 市田 浩樹	507,750,000			
2	3080-0 株式会社マルタケ 代表取締役 竹内 雅子	502,220,000			落札
3	3196-0 株式会社水野組 代表取締役 三輪 一馬	502,220,000			
4	3198-0 株式会社サイダ 代表取締役 中村 義幸	502,220,000			
5	4433-0 株式会社東海エコン 代表取締役 杉江 俊彦	502,220,000			
コメント	株式会社マルタケ、株式会社水野組、株式会社サイダ及び株式会社東海エコンは入札額が同額であったため、くじにより落札候補者を決定した。				

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が、法令上の申込に係る価格である。

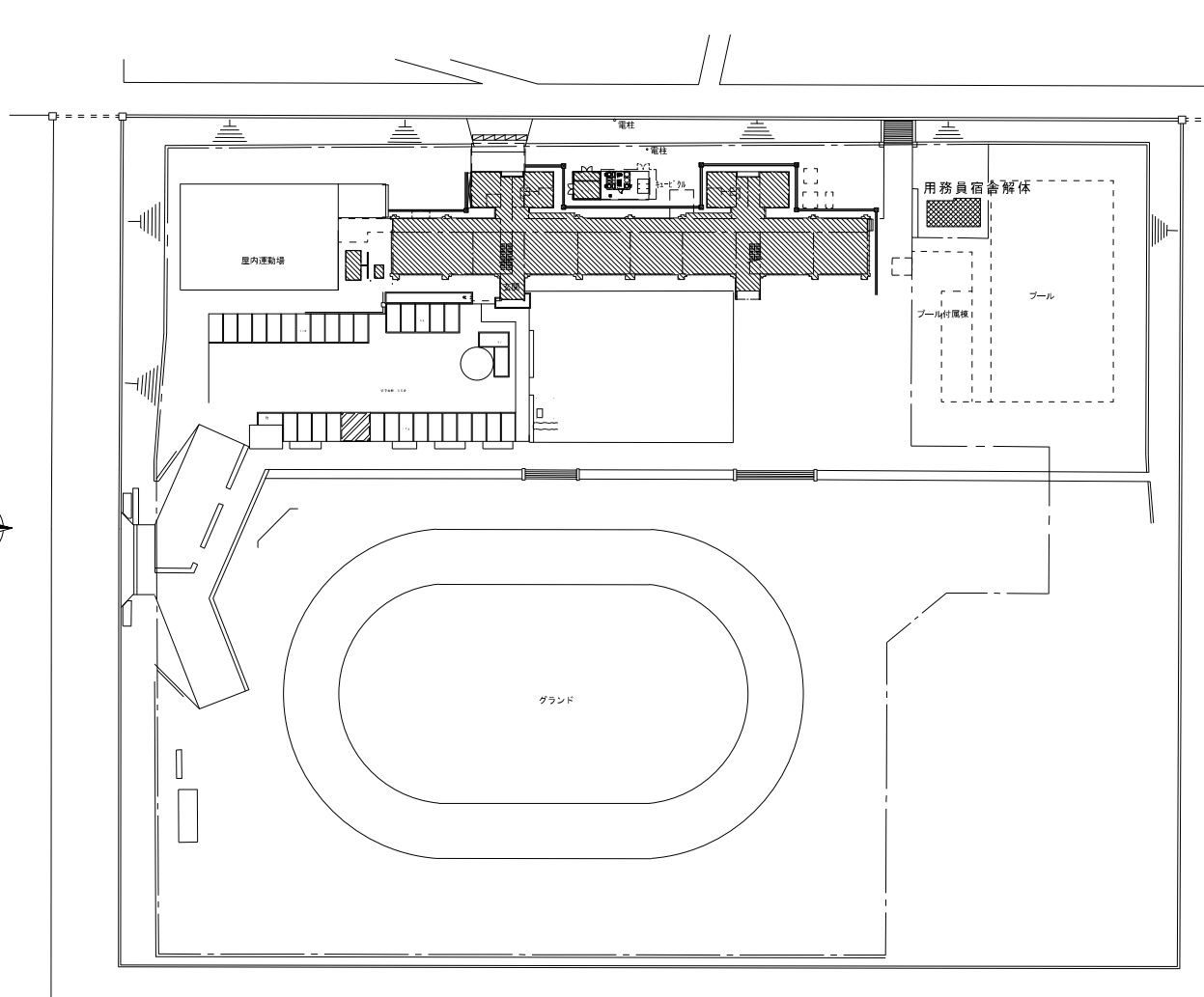


附近見取図

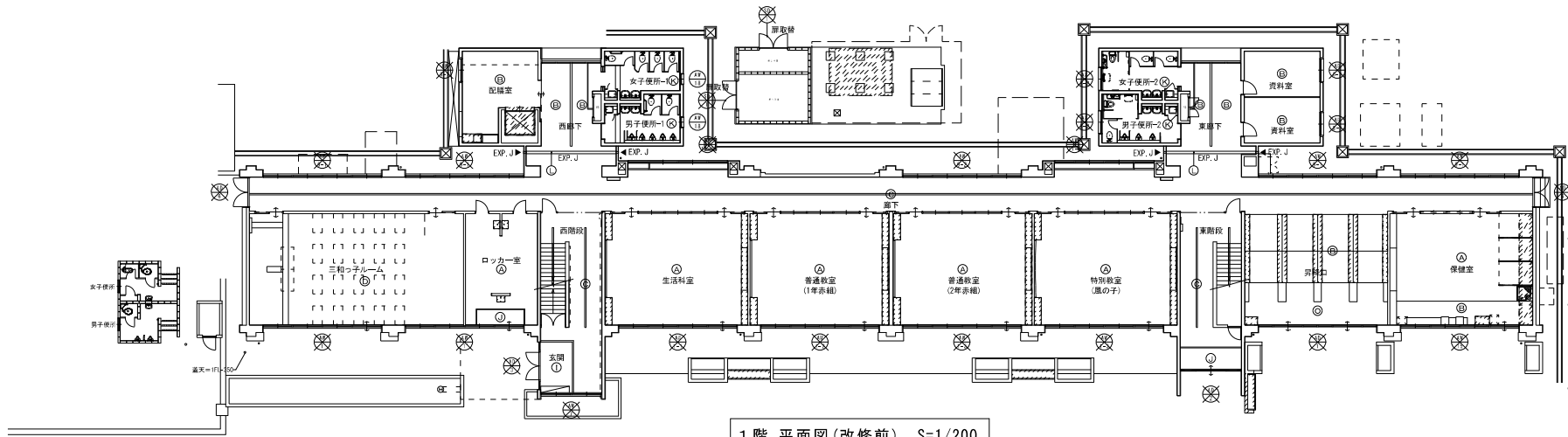


【工事概要】

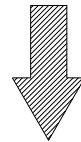
- ・ 外装改修工事  
防水改修、外壁補修及び塗装、サッシ取替
- ・ 内装改修工事  
床・内壁・天井の塗装又は張替改修、家具更新
- ・ 電気設備改修工事  
照明器具LED化
- ・ 機械設備改修工事  
給水管更新、受水槽・ポンプ設備更新
- ・ 昇降機設備改修工事
- ・ 外構工事  
駐車場整備、用務員宿舎解体
- ・ 育成クラブ設置工事
- ・ 屋外トイレ改修工事



配置図 S=1/600

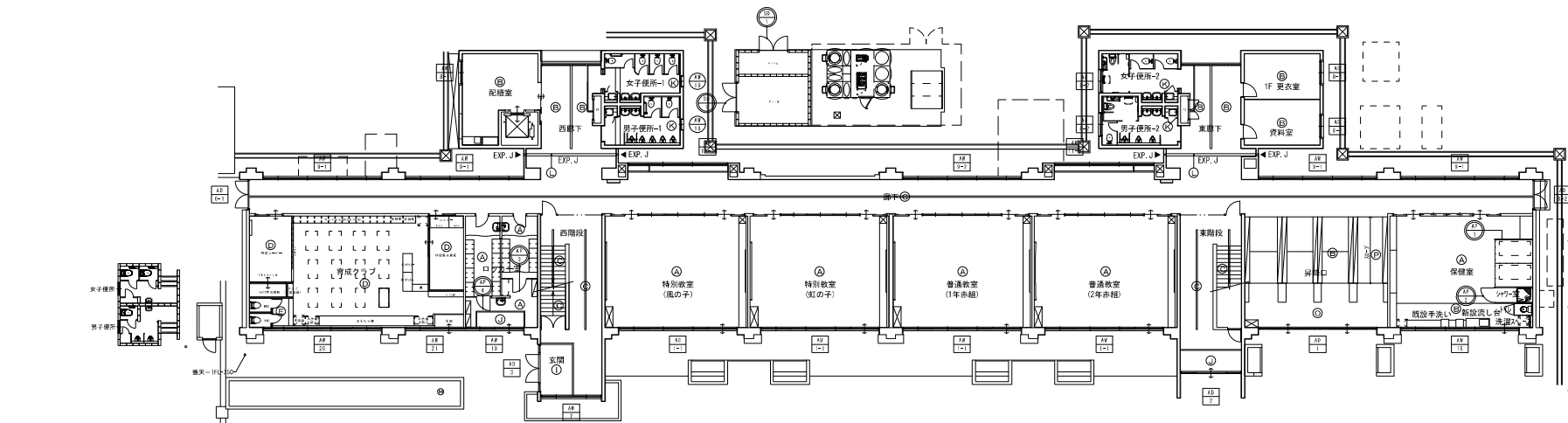


1階 平面図(改修前) S=1/200

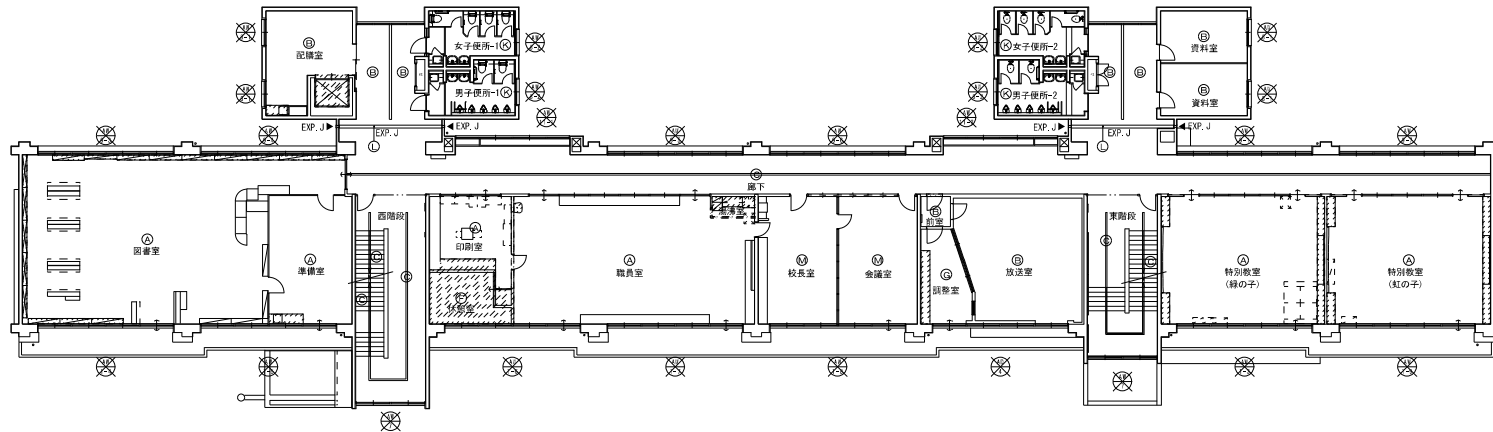


1階内部改修項目

- ・床改修 (諸室：フローリング研磨・塗装)  
(廊下：長尺シート張り)
- ・内壁改修 (塗装、黒板張替、家具更新)
- ・天井改修 (塗装、一部張替)
- ・照明器具のLED化
- ・インフラ設備の更新 (給水・排水・ガス)
- ・育成クラブの設置
- ・エレベーター更新 (貨物用→人荷用)



1階 平面図(改修後) S=1/200

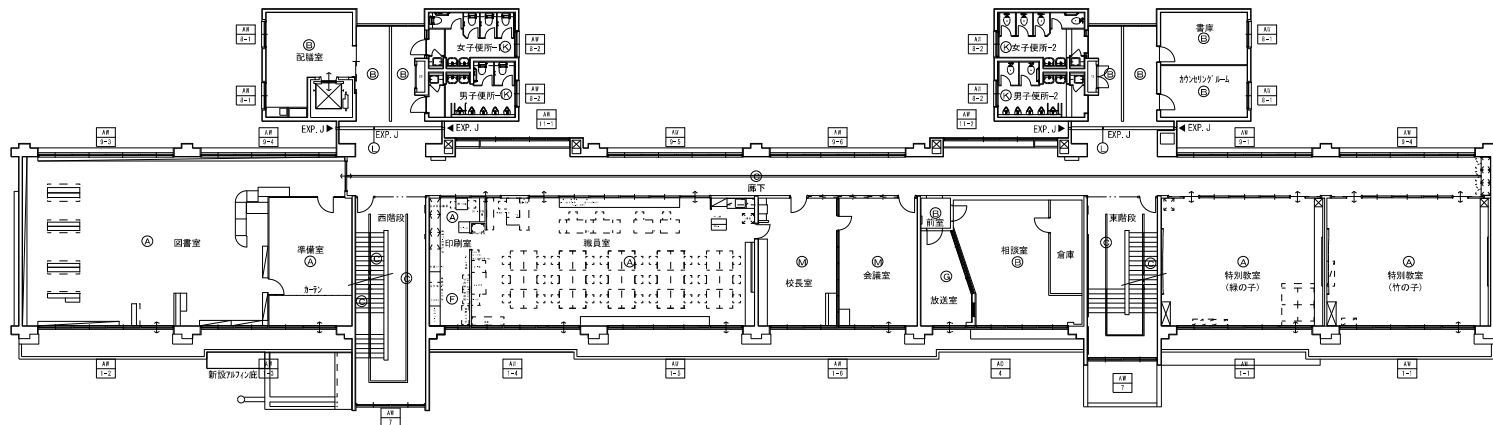


2階 平面図(改修前) S=1/200

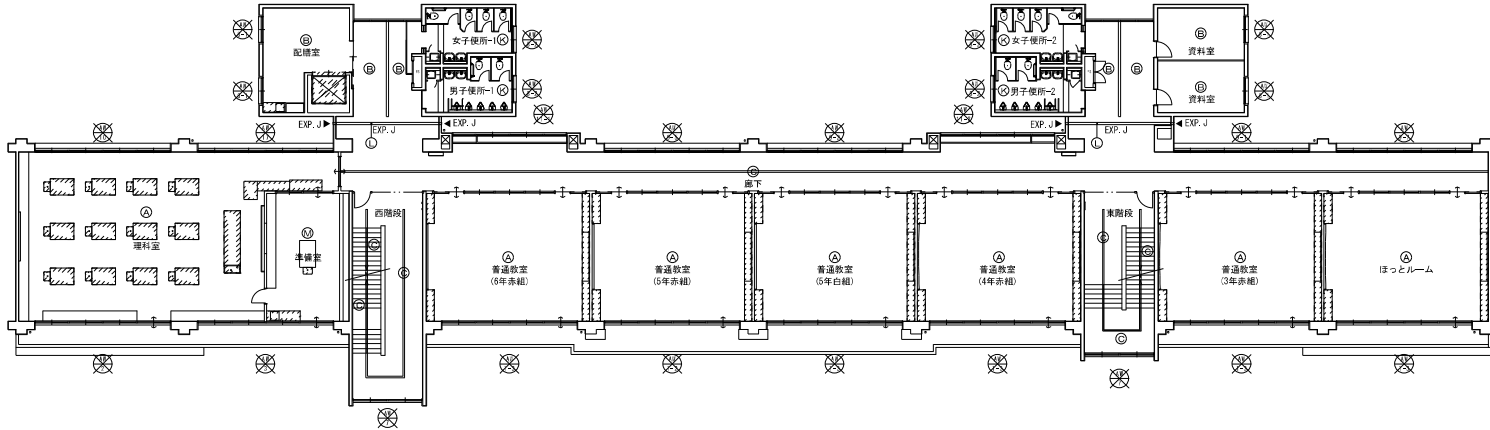


2階内部改修項目

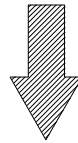
- ・床改修 (諸室：フローリング研磨・塗装)  
(廊下：長尺シート張り)
- ・内壁改修 (塗装、黒板張替、家具更新)
- ・天井改修 (塗装、一部張替)
- ・照明器具のLED化
- ・インフラ設備の更新(給水・排水・ガス)
- ・職員室の拡張



2階 平面図(改修後) S=1/200

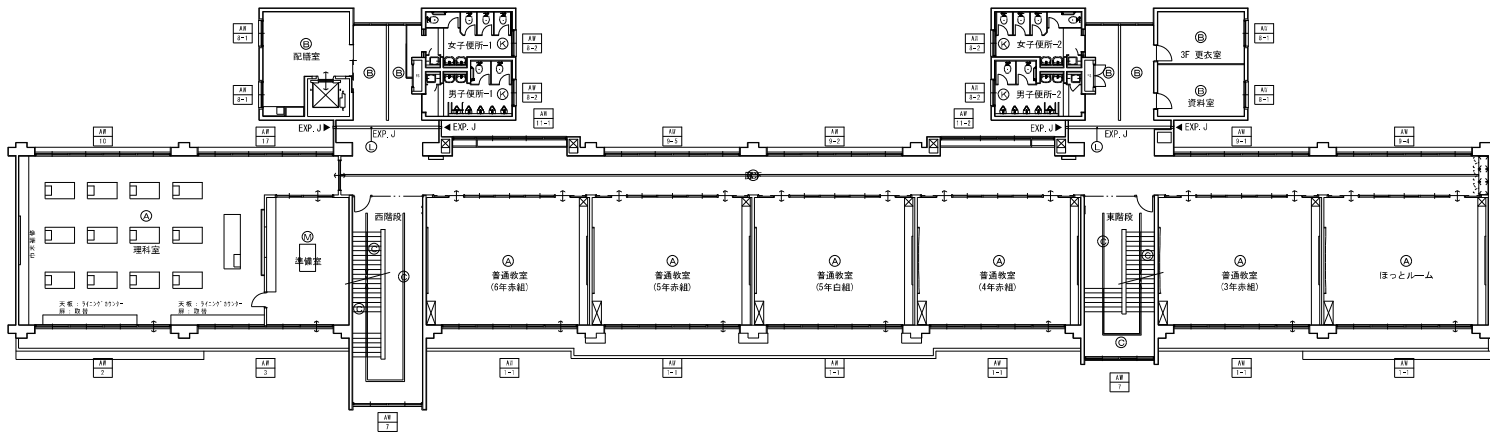


3階 平面図 (改修前) S=1/200

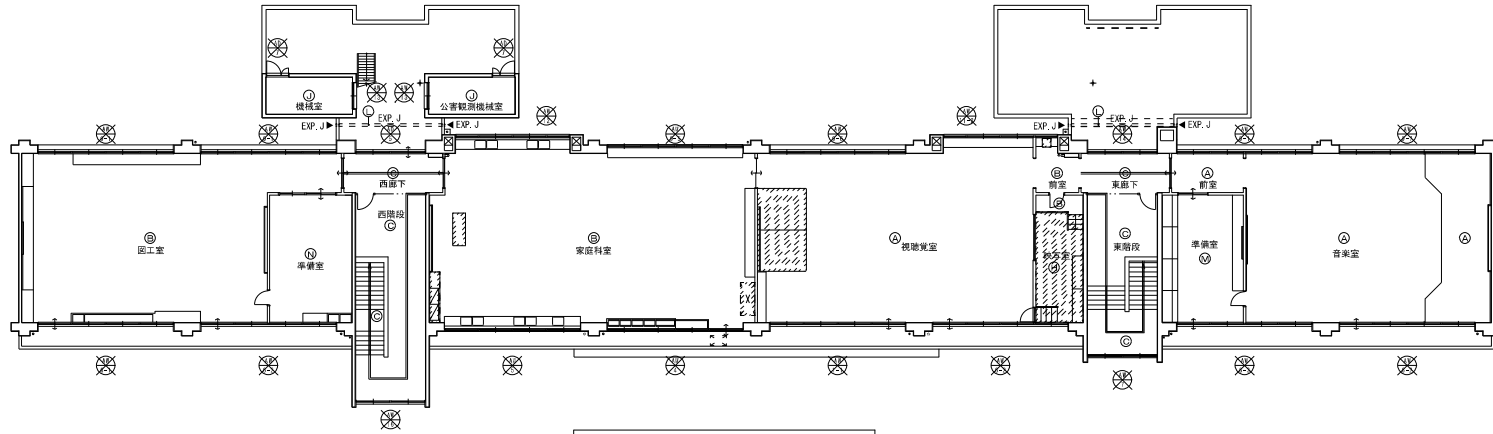


3階内部改修項目

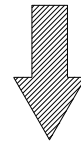
- ・ 床改修 (諸室：フローリング研磨・塗装)  
(廊下：長尺シート張り)
- ・ 内壁改修 (塗装、黒板張替、家具更新)
- ・ 天井改修 (塗装、一部張替)
- ・ 照明器具のLED化
- ・ インフラ設備の更新 (給水・排水・ガス)



3階 平面図 (改修後) S=1/200

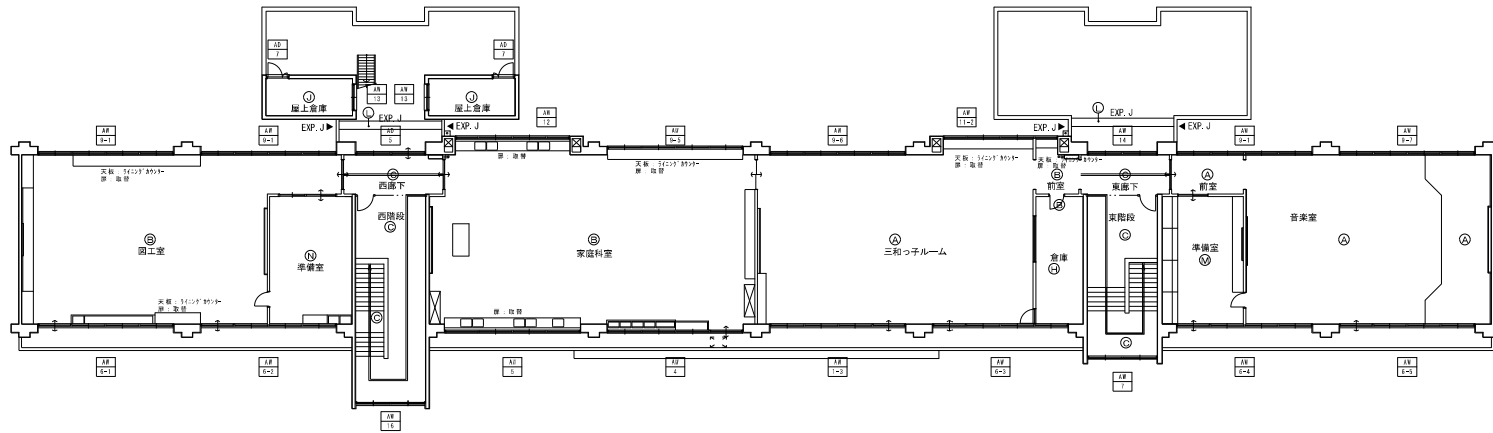


4階 平面図(改修前) S=1/200



4階内部改修項目

- ・床改修 (諸室：フローリング研磨・塗装)  
(廊下：長尺シート張り)
- ・内壁改修 (塗装、黒板張替、家具更新)
- ・天井改修 (塗装、一部張替)
- ・照明器具のLED化
- ・インフラ設備の更新 (給水・排水・ガス)



4階 平面図(改修後) S=1/200

議案第38号

常滑中学校西館長寿命化改良工事請負契約について

常滑中学校西館長寿命化改良工事（週休2日）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年常滑市条例第23号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

契約の目的	常滑中学校西館長寿命化改良工事請負
契約の方法	一般競争入札
契約金額	140,965,000円
契約相手の方	所在地 愛知県常滑市西之口7-36 名称 株式会社マルタケ 代表者 代表取締役 竹内雅子
工期	議会の議決を得て本契約に移行した日から令和9年2月26日まで

支 出 科 目	令和7年度常滑市一般会計予算繰越明許費 (款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費
---------	---

提案理由

常滑中学校西館長寿命化改良工事請負契約のため。

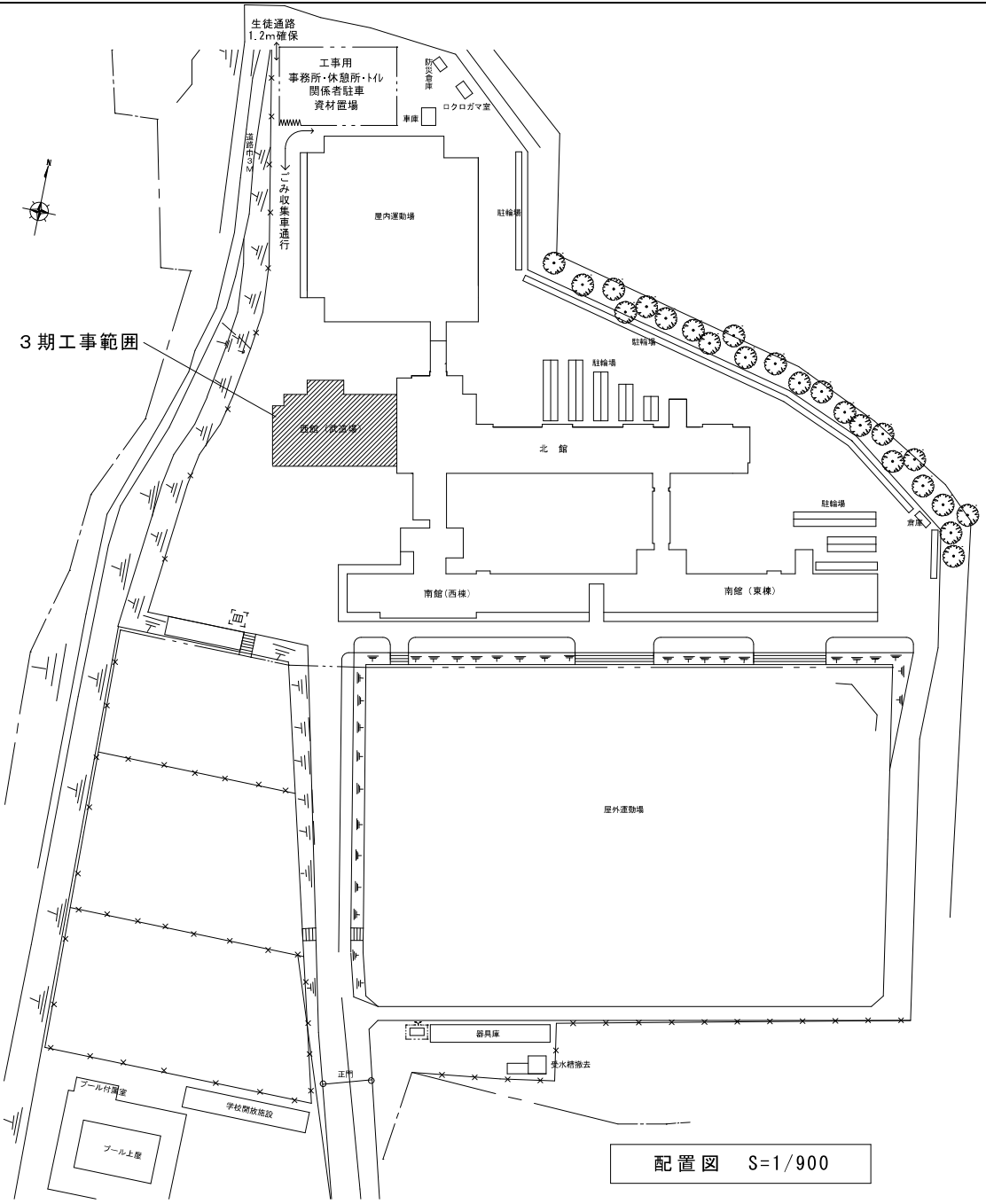




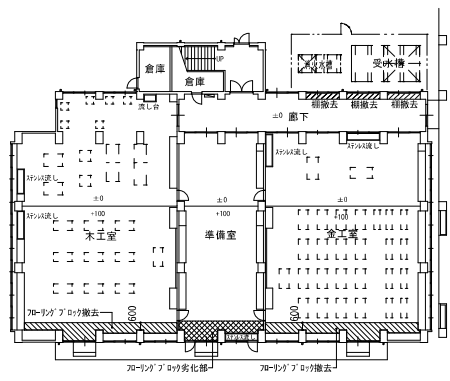
付近見取図

所在地	常滑市字二ノ田16-14
-----	--------------

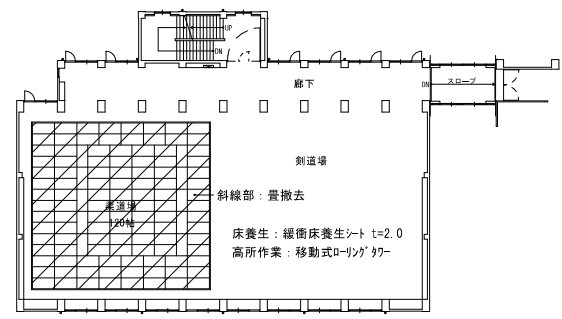
工事概要（3期工事）	
1.	西館（武道場）の屋根防水改修
2.	外壁改修（クラック、浮き、欠損部補修）及び塗装
3.	外部7m <sup>2</sup> 建具取替（カバー工法）、スチール建具塗装替え
4.	内部部分改修（天井、壁、床）
5.	照明器具取替



配置図 S=1/900

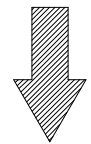


西館（武道場）改修前 1階平面図

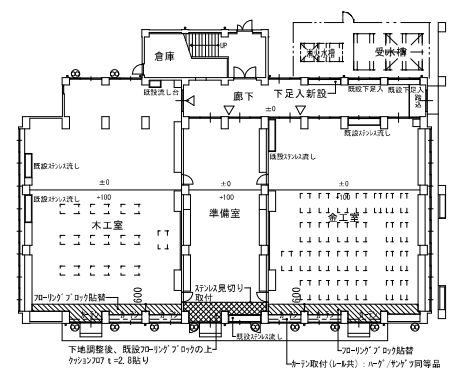
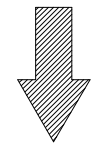


西館（武道場）改修前 2階平面図

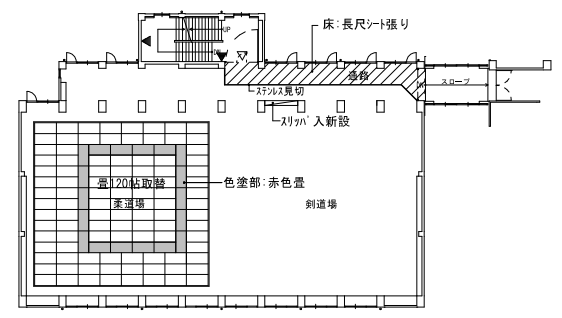
- 1階内部改修項目
- ・床改修（諸室：フローリング部張替）  
（廊下、階段：長尺シート張り）
  - ・内壁改修（塗装）
  - ・天井改修（塗装）
  - ・照明器具のLED化



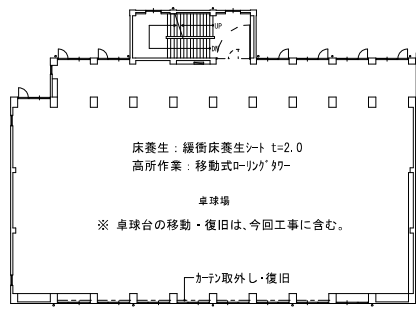
- 2階内部改修項目
- ・床改修（柔道場：畳更新）  
（廊下、階段：長尺シート張り）
  - ・内壁改修（塗装）
  - ・天井改修（塗装）
  - ・照明器具のLED化



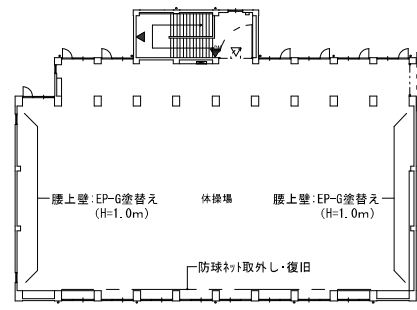
西館（武道場）改修後 1階平面図



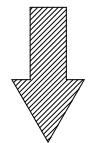
西館（武道場）改修後 2階平面図



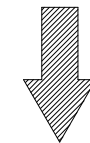
西館（武道場） 改修前 3階平面図



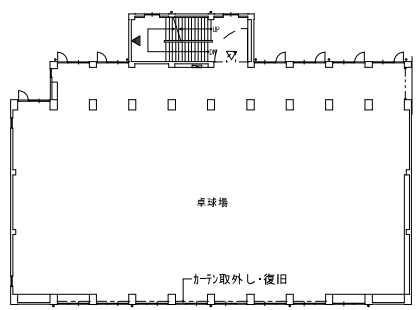
西館（武道場） 改修前 4階平面図



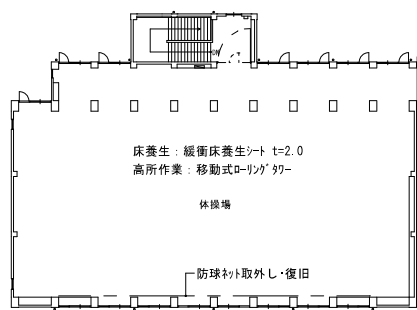
- 3階内部改修項目
- ・床改修 (廊下、階段: 長尺シート張り)
  - ・内壁改修 (塗装)
  - ・天井改修 (塗装)
  - ・照明器具のLED化



- 4階内部改修項目
- ・床改修 (廊下、階段: 長尺シート張り)
  - ・内壁改修 (塗装)
  - ・天井改修 (塗装)
  - ・照明器具のLED化



西館（武道場） 改修後 3階平面図



西館（武道場） 改修後 4階平面図

議案第39号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年常滑市条例第23号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

財産の種類	GIGAスクール構想第2期学習者用コンピュータ
契約の方法	随意契約
取得金額	287,584,748円
契約の相手方	所在地 愛知県名古屋市中村区平池町4 - 60 - 12グローバルゲート25F 名称 株式会社フューチャーイン 代表者 常務取締役 岩間泰大
納期	議会の議決を得て本契約に移行した日から令和8年8月31日まで

支 出 科 目	令和 8 年度常滑市一般会計予算
	(款) 教育費
	(項) 小学校費
	(目) 学校管理費
	令和 8 年度常滑市一般会計予算
	(款) 教育費
(項) 中学校費	
(目) 学校管理費	

提案理由

常滑市立小中学校におけるGIGAスクール構想第 2 期学習者用コンピュータ購入のため。



## 1. 端末の調達について

GIGA スクール構想第 1 期において整備した 1 人 1 台端末が耐用年数を経過することから端末の更新を行う。端末の整備については、県の共同調達を活用し、スケールメリットによる調達コストの低減を図る。また、あらかじめ県が仕様を整理していることから、一定の機能が確保されるとともに、調達事務の負担者軽減を図る。

## 2. 調達内容

調達台数：5,233 台（内訳：小学校 3,363 台・中学校 1,870 台）

NEC Chromebook Y4
OS：Chrome OS
CPU：インテル® プロセッサー N100
ストレージ：32GB eMMC
メモリ：4GB LPDDR5
画面：11.6 インチ・タッチパネル
無線：IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax (Wi-Fi 6E 対応)、Bluetooth® Smart Ready 準拠
周辺機器：78 キー日本語キーボード(JIS 配列)
カメラ機能：インカメラ：720P HD、アウトカメラ：5MP (オートフォーカス対応)
音声接続端子：ヘッドフォン/ヘッドフォンマイクジャック ×1
外部接続端子：USB3.2(Type-C/PD 対応)×2
バッテリー稼働時間：約 12.5 時間(Google Chrome OS Power_LoadTest)
重さ：約 1.283kg
タッチペン：三菱鉛筆社 ユニタッチペン



同意案第 2 号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	松 田 明 弘（70歳代）
職 業	団体職員
公 職 歴	自 平成29年 7 月 20 日 至 現在 農業委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和 8 年 7 月 19 日で任期満了のため。（再任）  
（任期は、令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まで）

同意案第3号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	竹内宏治（60歳代）
職 業	農業
公 職 歴	自 令和5年7月20日 至 現在 農業委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和8年7月19日で任期満了のため。（再任）  
（任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

同意案第 4 号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	中 野 勝 元（50歳代）
職 業	農業（認定農業者）、土木建設業
公 職 歴	自 平成26年 7 月 20 日 至 現在 農業委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和 8 年 7 月 19 日で任期満了のため。（再任）  
（任期は、令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まで）

同意案第 5 号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	竹 内 洋 一（60歳代）
職 業	農業（認定農業者）
公 職 歴	自 令和 5 年 7 月 20 日 至 現在 農業委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和 8 年 7 月 19 日で任期満了のため。（再任）  
（任期は、令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まで）

同意案第 6 号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	渡 邊 吉 仁（70歳代）
職 業	農業
公 職 歴	自 令和 5 年 7 月 20 日 至 現在 農地利用最適化推進委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和 8 年 7 月 19 日で退任のため。

（任期は、令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まで）

同意案第 7 号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	酒 井 良 子（50歳代）
職 業	農業（認定農業者に準ずる者）
公 職 歴	自 令和 5 年 7 月 20 日 至 現在 農業委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和 8 年 7 月 19 日で任期満了のため。（再任）  
（任期は、令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まで）

同意案第 8 号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	森 下 洋 市（70歳代）
職 業	農業
公 職 歴	自 令和 5 年 7 月 20 日 至 現在 農地利用最適化推進委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和 8 年 7 月 19 日で退任のため。

（任期は、令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まで）

同意案第9号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	諏訪富泰（70歳代）
職 業	農業
公 職 歴	自 令和5年7月20日 至 現在 農地利用最適化推進委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和8年7月19日で退任のため。

（任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

同意案第10号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	竹内初良（70歳代）
職 業	農業、不動産賃貸業
公 職 歴	自 平成29年7月20日 至 現在 農業委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和8年7月19日で任期満了のため。（再任）  
（任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

同意案第11号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	岩川剛史（40歳代）
職 業	農業（認定農業者）
公 職 歴	自 令和5年5月20日 至 現在 農地利用最適化推進委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和8年7月19日で退任のため。

（任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

同意案第12号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	竹内 與志治（70歳代）
職 業	農業
公 職 歴	自 令和2年7月20日 至 現在 農業委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和8年7月19日で任期満了のため。（再任）  
（任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

同意案第13号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	菅 勝 成（50歳代）
職 業	農業（認定農業者）
公 職 歴	自 令和5年7月20日 至 現在 農地利用最適化推進委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和8年7月19日で退任のため。

（任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

同意案第14号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	皿井岩雄（60歳代）
職 業	農業
公 職 歴	自 令和5年7月20日 至 現在 農地利用最適化推進委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和8年7月19日で退任のため。

（任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

同意案第15号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	中山節治（70歳代）
職 業	農業
公 職 歴	自 令和5年7月20日 至 現在 農業委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和8年7月19日で任期満了のため。（再任）  
（任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

同意案第16号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	竹内孝夫（70歳代）
職 業	農業
公 職 歴	自 令和5年7月20日 至 現在 農地利用最適化推進委員

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和8年7月19日で退任のため。

（任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

同意案第17号

常滑市農業委員の任命について

次の者を常滑市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	神原恵理子（60歳代）
職 業	農業（認定農業者に準ずる者）
公 職 歴	なし

提案理由

現常滑市農業委員会の委員が令和8年7月19日で退任のため。  
（任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月12日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	小田原幸江（70歳代）
職 業	無職
公 職 歴	自 令和2年10月1日 至 現在 人権擁護委員

提案理由

小田原幸江氏が令和8年9月30日で任期満了のため。（再任）  
（任期は、令和8年10月1日から令和11年9月30日まで）